

青少年研修センターにおける 新型コロナウイルス感染症に関する対応基準

●利用に当たっての指針

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部の基準及び三重県指針 Ver. 18 及び別冊「イベント開催基準等」に準じる。

◆三重県指針（※リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>）

◆新型コロナウイルス感染拡大防止に係る亀山市主催イベント等の開催基準及びイベント等の中止などについて

（※リンク [亀山市 \(city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/\)](http://city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/)）

●貸出施設ご利用にあたっての条件

(1) 利用できないイベント [イベント開催時のチェックリストはこちら](#)

期間	条件
令和5年3月13日～ 当面の間	・(3)の感染防止策を講じるもの

(2) 施設の収容人数の上限

収容率上限（新型コロナウイルス感染症「三重県指針 別冊」のとおり）
100%
収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の出ている都道府県に限り県外の利用者（主催者・参加者）には、イベントの自粛もしくは延期のご協力をお願いしています。ただし、4回目のワクチン接種から14日以上経過している場合、または検査の結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査の場合は検査日より1日以内）の場合は除く。

(3) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底

（開催前の対策）

・参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ▼感染拡大している国への訪問歴が 14 日以内にある方は参加を自粛するように呼びかけること
- ▼発熱や咳等風邪症状がみられる方は参加自粛を呼びかけること
- ▼高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加自粛を促すこと
- ▼参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力いただくこと

(開催時の対策)

- ▼参加者への手洗いを推奨すること
- ▼施設利用者（主催者・参加者）には検温を実施すること
- ▼①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
②密集場所（多くの人が密集している）
③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発生が行われる）
という 3 つの条件（3 つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔を確保できる対応策を講じること
- ▼大声での発声、歌唱は、換気や間隔を確保したうえで実施すること
- ▼料理教室等について、換気や間隔を確保して行い、飲食の際の会話は控えていただく
- ▼その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を講じること）

作成：令和 5 年 3 月 10 日